

項目	番号	質問	回答
様式1	1	業所管省庁の長とはなにか。	国土交通大臣と入力してください。
	2	業所管省庁の審査にはどの程度の時間がかかるのか。	1 審査に必要な時間は、案件によって異なりますが、必要書類に不備がなければ、より早く審査済証を発行することが可能となります。 2 書類に不備がある場合も考えられますので、受入責任者は、目安として、入国前3週間程度の余裕をもって、各業所管省庁に対して、必要書類の提出をいただくようお願いしております。 3 更に、外国人の方の新規入国の場合、審査済証の取得後、査証発給までに約2週間が必要となる場合がありますのでご注意ください。 (厚労省Q&A：(関係資料、申請手続)問6 より)
	3	受入責任者とは何ですか。	「受入責任者」とは、入国者を雇用する又は入国者を事業・興行のために招聘する企業・団体等を指します。
	4	「新型コロナウイルス感染症対策責任者」とは何を行うのか。	入国者及び待機期間中に入国者と接触する国内関係者の健康管理や行動管理を行います。
	5	「新型コロナウイルス感染症対策責任者」を第三者に委託することは可能か。	新型コロナウイルス感染症対策責任者は、入国時の手続の支援、待機施設への誘導、日々の健康観察や行動管理等を行うこととなりますが、行動管理等の責任を受入責任者が負うことを前提に、新型コロナウイルス感染症対策責任者の業務を遂行することが可能な第三者に委託することは可能です。 (厚労省Q&A：(受入責任者)問4 より)
様式2	1	入国者の署名欄は手書きか。	1 入国者本人が、誓約書の内容について同意していれば、必ずしも自署である必要はありません。(例えば、パソコンでの氏名の入力も認めます。) 2 ただし、仮に入国後に、入国者が誓約書の内容について同意していないことが判明した場合には、受入責任者の誓約書違反になります。 (厚労省Q&A：(関係資料、申請手続)問7 より)
様式3	1	特定行動に該当しない場合、様式3(活動計画書)の提出は不要か。	特定行動に該当しない場合でも、特定行動の予定「無し」をチェックし、待機施設等の名称等を記載し、提出してください。 【例】 ・待機施設等の名称：〇〇ホテル ・待機施設等の住所：〇〇県〇〇市〇-〇-〇 ・待機施設等の電話番号：TEL***-***-**** ※〇〇から待機施設等への移動手段は〇〇を利用。
様式4	1	「所管省庁名」「水際担当部署名」「担当者名」「連絡先(電話)」「連絡先(メール)」は何を記載すればよいか。	行政庁の記入欄ですので、未記入のままご提出ください。
	2	「査証申請希望日」、「入国予定日」はそれぞれいつにすればよいか。	以下を参考にし、設定してください。 1 審査に必要な時間は、案件によって異なりますが、必要書類に不備がなければ、より早く審査済証を発行することが可能となります。 2 書類に不備がある場合も考えられますので、受入責任者は、目安として、入国前3週間程度の余裕をもって、各業所管省庁に対して、必要書類の提出をいただくようお願いしております。 3 更に、外国人の方の新規入国の場合、審査済証の取得後、査証発給までに約2週間が必要となる場合がありますのでご注意ください。 (厚労省Q&A：(関係資料、申請手続)問6 より) 申請については、帰国者等が行動制限の緩和のみを受ける場合は、原則として、申請日から入国予定日が2か月先までのものを受け付けることとしています。また、外国人の入国者の新規入国制限及び行動制限の緩和を求める場合は、原則として、申請日から査証申請希望日が2か月先までのものを受け付けることとしています。 (実施要領p.8 より)

	3	「旅券番号」が8桁だが、10桁入力しないとエラーメッセージが表示される。	厚生労働省等HPに掲載の様式が更新されておりますので、再度ダウンロードし、作成してください。
	4	入国日が決まっていないから「到着空港」「到着日時」「便名」が記載できない。	申請時点で、利用する具体的な航空便等の予約ができていない場合であっても、利用見込みの便名等を記載してください。申請後、航空便等予約が確定した段階で、再度申請先に連絡してください。
	5	入国対象者がメールアドレスを持っていない。	入国後の健康確認のために使用します。なるべく個人と連絡の取れるメールアドレスを準備してください。どうしても不可能な場合は、受入責任者のコロナウィルス感染症対策責任者が責任を持って健康確認ができるメールアドレスを入力してください。
	6	「審査済番号」には何を記載すればよいか。	行政庁の記入欄ですので、未記入のままご提出ください。
ワクチン接種証明	1	有効なワクチン接種証明書の条件とは。	厚生労働省のHP (https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00307.html)をご確認ください。
緩和	1	行動制限の緩和措置により可能な行動とは。	厚生労働省のHP (https://www.mhlw.go.jp/content/000856030.pdf)をご確認ください。
申請方法等	1	今回の緩和措置について、国土交通省に申請すればよいか。	受入責任者（企業等）を所管する省庁に申請してください。各省庁申請窓口は厚生労働省HP掲載の窓口一覧をご確認ください。 (https://www.mhlw.go.jp/content/000853718.pdf)
	2	様式はPDFで提出すればよいか。	それぞれ以下の様式でご提出ください。 ・様式1,3,4,5：Excel ・様式2：Word または PDF ・上記以外：PDFまたはJPEG
その他	1	取得した審査済証はその後どうしたらいいか。	・日本国籍の方は入国時、検疫所で提出。 ・外国籍の方は、審査済証（写）を在外公館へ提出し査証審査を受ける。入国時も検疫所に審査済証（写）を提出。
	2	委任状の書式はあるか。	書式は自由です。
	3	大企業です。支社単位で提出していいのか。	受入責任者は本社名です。新型コロナウイルス感染症対策責任者を支社の担当者とすることは可能です。

<特に技能実習生・建設就労者に係る申請についてのよくある質問>

項目	番号	質問	回答
様式1	1	監理団体は「受入責任者」になれるか。	受入責任者（技能実習生を雇用する企業等）と「留学・技能実習に関して別途定める条件について」に明記されておりますので、なることはできません。
様式2	1	「企業・団体名」とは監理団体か。	受入責任者（技能実習生等を雇用する企業等）になります。
	2	「新型コロナウイルス感染症対策責任者」を監理団体にすることは可能か。	技能実習と建設就労に関しては、待機施設の確保や毎日の入国者の健康確認等について監理団体に委託することにより、監理団体を新型コロナウイルス感染症対策責任者とすることができ ます。 この場合においては、監理団体名及び当該監理団体の担当者の氏名及び連絡先を記載してください。